

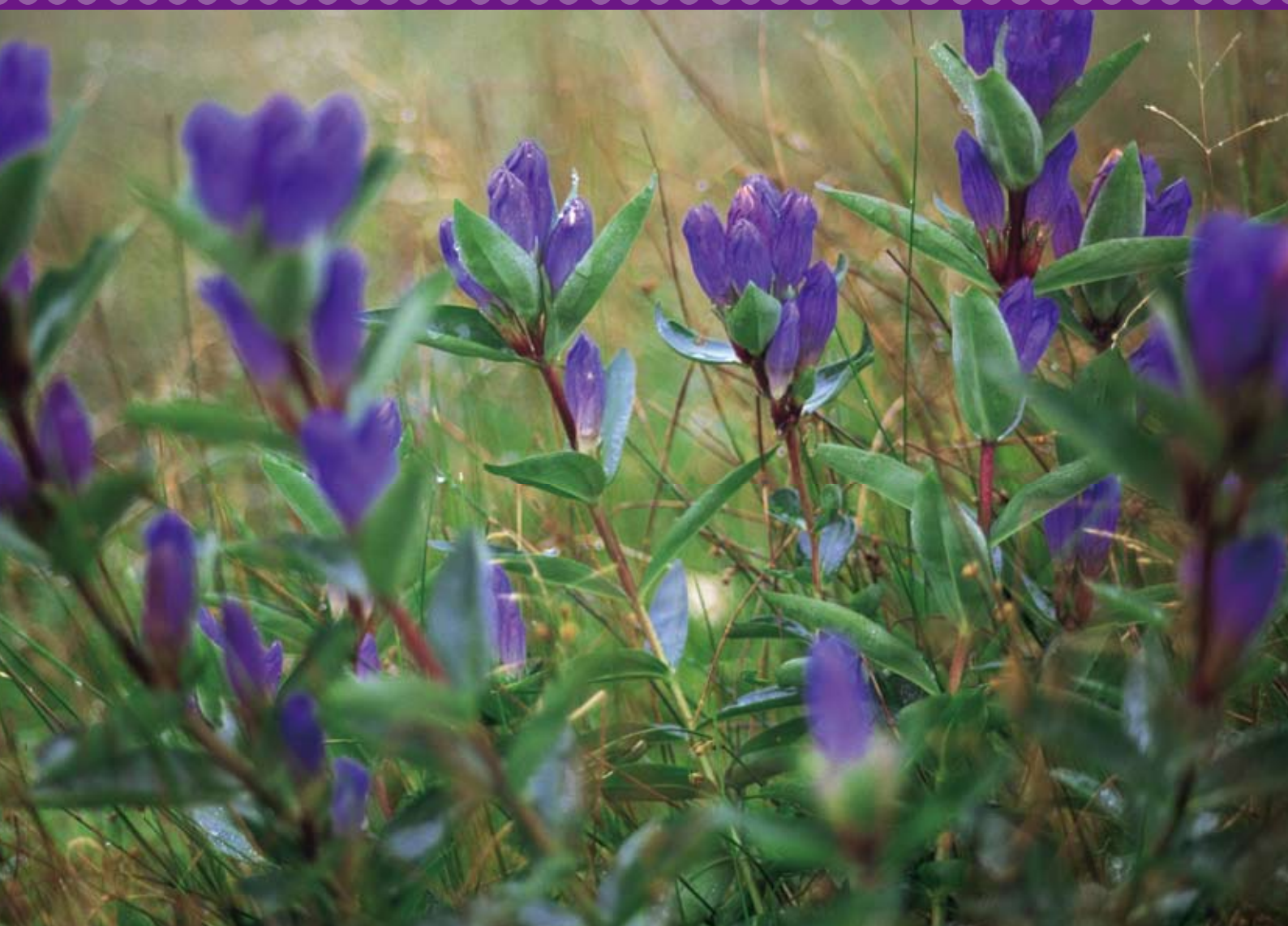


職別

国保だより

2013.8
134号

助け合う国保で築く明るい家庭



オヤマリンドウ

平成24年度事業報告	P4
健康優良家庭表彰	P8
特定健診等第二期実施計画(抜粋)	P9
組合員・ご家族の皆様へお知らせ	P12

第87回通常組合会開かれる

去る7月22日（月）、当職別国保組合の第87回通常組合会が、下京区の京都センチュリーホテルで開催され、平成24年度事業報告、同歳入歳出決算を中心に審議され提出議案すべてが原案通り可決承認されました。



平成 25 年 7 月組合会

理事長 開会あいさつ

理事長 松 田 等

- 本日は、第87回組合会を開催させていただいたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、曲げて御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。
- 本年度は、議員さんの改選期ではありませんが、造園支部の寺石さん、電気支部の坂本さんの2名の方に新たに議員にご就任いただきました。
どうぞよろしくお願いいたします。
- 24年度の実質単年度収支決算につきましては、1億5,450万円の赤字となりました。決算状況の大きな原因は、収入面では保険料及び補助金の減額、支出面では医療給付費及び高齢者負担金等の増加です。
また、本年度の国庫補助金は前年度と比べますと、2,900万円余減り、中でも前政権のもと事業仕分けの結果、補助金の見直しとなった特別調整補助金は、前年度と比べ8,800万円余の減額となりました。
25年度の国庫補助金や医療費等の状況では、積立金の取り崩しや保険料値上げも議論していただかなければならない時期がくるのではないかと考えています。
- 全国建設工事業国保組合の無資格加入に端を発した組合員の資格問題については、昨年、厚生労働省から「資格取得後の資格の再確認」「組合員が休廃業したあとの事業又は業務への従事状況の把握」に関する調査の通知があり、組合員資格の適正化並びに国保組合のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められているところです。
当組合といたしましても、24年度に組合員資格調査を行い、組合員の皆様のご理解・ご協力のもと無事終了いたしましたことに感謝申し上げます。また、引き続き、組合員の資格の適正化へのご協力を賜りますようお願いいたします。
- さて、国の動向については、社会保障・税の一体改革による消費税率の引き上げと併せて、社会保障制度のあり方について社会保障制度改革国民会議で、国保組合への国庫補助金の見直しや、保険者を都道府県単位で広域化するなどの議論が行われています。国民会議の設置期限が、法律の施行から1年間となっていることから、制度改革の方向性を示す「骨子」を本年8月21日までにまとめることになっています。「骨子」の内容について注目するとともに、今後も議論の行方を注視していかなければならないと思っています。
- こうした状況の中、今後も、我々国保組合を取り巻く環境は厳しくなることが予測されますが、一致結束して、ことに当たっていきたいと考えています。
議員の皆さんにおかれましては、このあとの議案審議を含め、よろしくお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

第22期組合役員選任される

任期満了に伴う役員改選については、去る第87回の組合会において母体支部より推薦のありました理事、監事各候補者について、全員の拍手をもって選任され、続いて組合会終了後の初理事会におきまして、松田理事長、加藤・上野両副理事長、市川コンプライアンス担当理事が互選によりそれぞれ選任されました。

また、各委員会の委員長および委員ならびに政経懇話会の代表担当幹事および担当幹事ならびに専務理事については、松田理事長より下記のとおり委嘱されました。

第22期 役 員 名 簿

役員名	氏 名	所属団体名
理 事 長	松 田 等	京都府瓦工事協同組合
副理事長	加 藤 栄次郎	京都府管工事工業協同組合
同上	上 野 浩 也	京都府建築士事務所協会
理 事	細 川 哲 夫	京 都 豊 商 工 協 同 組 合
同上	小 林 正 典	京 都 府 造 園 協 同 組 合
同上	長谷川 一 雄	京 都 府 建 設 業 技 能 組 合
同上	伊 達 靖 史	京都府建具商工業協同組合
コンプライアンス担当理事	市 川 桂 三	京 都 市 建 築 組 合
理 事	石 津 和 孝	京都府電気工事工業組合
同上	大 西 良 仁	京 都 府 技 建 組 合
同上	山 中 祥 悟	京都表具工芸協同組合
同上	佐 藤 幸 男	京都府石材業協同組合
同上	信 吉 秀 起	京都土地家屋調査士会
専務理事	磯 垣 昇	職 別 国 保 組 合 事 務 局
監 事	駒 井 隆 雄	京 都 府 造 園 協 同 組 合
同上	岡 本 博	京都府電気工事工業組合
同上	津 田 彰 眞	京都府管工事工業協同組合

〈委員会・政経懇話会構成〉

◎資格審査委員会

委 員 長 山中 祥吾（表具）
副 委 員 長 佐藤 幸男（石材）
委 員 長谷川一雄（技能）
委 員 磯垣 昇（事務局）
委 員 高乗 安久（学識）

◎財務委員会

委 員 長 石津 和孝（電気）
副 委 員 長 信吉 秀起（調査士会）
委 員 小林 正典（造園）
委 員 伊達 靖史（建具）
委 員 磯垣 昇（事務局）

◎規約等改正準備委員会

委 員 長 加藤栄次郎（管工事）
副 委 員 長 佐藤 幸男（石材）
委 員 長谷川一雄（技能）
委 員 上野 浩也（事協）
委 員 信吉 秀起（調査士会）

◎政経懇話会

代表担当幹事 市川 桂三（建築）
担 当 幹 事 細川 哲夫（豊）
担 当 幹 事 大西 良仁（技建）
担 当 幹 事 磯垣 昇（事務局）

平成24年度 事業報告

(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

I 概 況

- 我が国は昭和36年に国民皆保険を達成して以来、国民を支える保険制度として継続するため、制度の充実・強化が図られ、誰もが公平に安心して医療を受けることが出来る環境を実現して参りました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展、疾病構造の変化、医療技術の高度化等により医療費が年々増加し、国保財政は大変厳しい状況になっています。当国保組合においても、被保険者数は減少し、その一方で医療費負担は増加の傾向にあります。

- 社会保障と税の一体改革などの社会保障制度の在り方については、本年 8月に社会保障制度改革国民会議において結論を出すことになっていますが、所得水準の高い国保組合への国庫補助金の見直しに関しても、この場において議論されることになっており、今後の動向を注視していかなければなりません。

- また、一部の国保組合の無資格加入に端を発した組合員資格問題に伴い、会計検査院が平成22年度から全国の国保組合を対象として一斉に実地検査を行った結果、不適切な事例が多く指摘されました。これを受けて厚生労働省から、全ての国保組合に対して「資格取得後の資格の再確認」等を2～3年毎に実施し報告するよう通知がなされ、組合員資格の適用の適正化並びにコンプライアンス（法令遵守）が強く求められています。

- 一方、国庫補助金については、普通調整補助金（普調）の配分方法が見直された結果、平成24年度の当国保組合に対する特別調整補助金は、前年度と比較して8,831万円の減少となりました。

国保組合に対する国庫補助金の見直しは、国保組合の経営基盤に大きな影響を及ぼすこととなります。

- こうした状況の中、業種別母体組織を軸とする連帯と相互扶助の精神に基づき、保険給付をはじめ保健事業の充実等を図り、組合員、御家族の健康の保持・増進に努めてきました。

- 平成24年度の医療費については、対前年度比で、入院+5.3%、通院+4.3%、歯科▲6.4%、調剤費+4.8%となり、医療費合計で+3.3%、被保険者一人当たりで+4.8%の増となりました。

- 特定健診・特定保健指導については、実施5年目の平成24年度の特定健診受診率は目標値70%に対し40.3%（速報値）（前年度39.0%）、特定保健指導利用率は目標値45%に対し12.7%（速報値）（前年度15.9%）となりましたが、目標値を下回っています。

- 平成24年度の決算等の概要は以下のとおりとなりました。

・平成24年度末の組合員数は2,721人、被保険者数は



第87回通常組合会

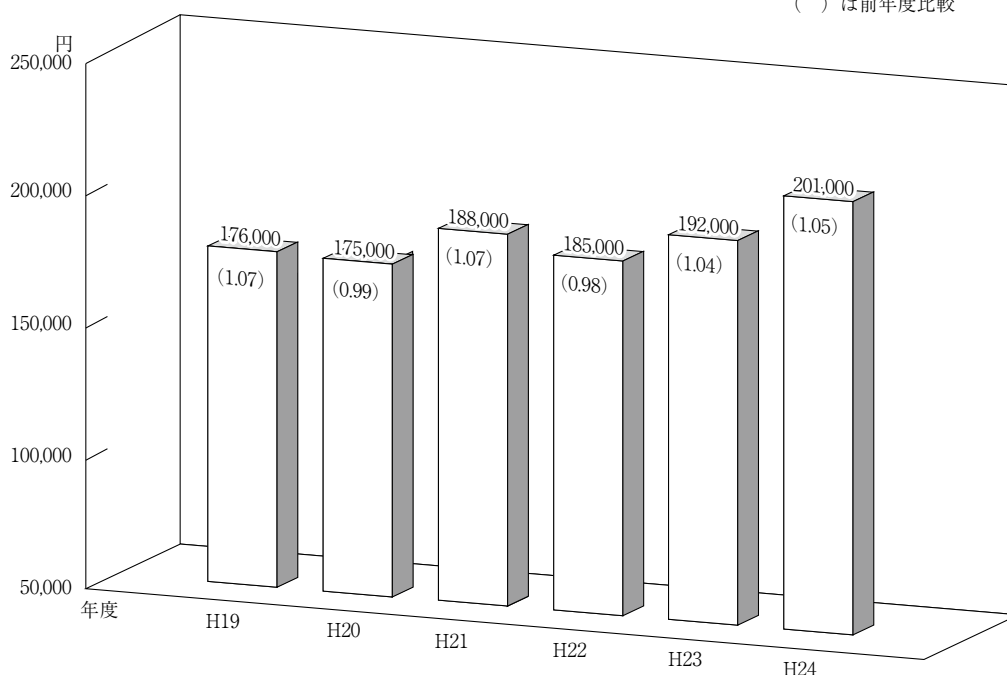
6,786人で、前年度からそれぞれ66人（▲2.4%）、176人（▲2.6%）減少しました。この減少傾向は平成7年度以降続いています。

- ・一方、被保険者のうち前期高齢者数は850人（被保険者数に占める割合：12.5%）、定率補助が13%の特定被保険者数は1,417人（被保険者数に占める割合：20.9%）で、前年度からそれぞれ67人（+7.9%）、4人（+0.3%）増加しました。
 - ・歳入は、国民健康保険料が被保険者数減に伴い前年度比800万円余の減、国庫支出金は、補助金の見直しの影響を受けて2,900万円余の減等により、総額21億1,400万円となり、前年度に比べ5,393万円（▲2.5%）減少しました。
 - ・歳出は、介護納付金が111万円余の減、保健事業費が130万円余の減となったものの、保険給付費4,261万円余の増、後期高齢者支援金1,071万円余の増、前期高齢者納付金2,699万円の増等により、総額19億3,933万円となり、前年度に比べ1億57万円（5.1%）増加しました。
 - ・この結果、歳入歳出差引額は1億7,467万円となりましたが、前年度からの繰越金3億2,918万円を差し引いた実質単年度収支は▲1億5,451万円となり、大変厳しい収支状況となりました。（平成23年度は2,140万円余のマイナス）
- 今後も、組合員数、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少、国の補助金制度の見直しや特定被保険者数の増加に伴う国庫補助金の減少に加え、医療技術の高度化、高齢化の進展等による保険給付費の増加、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の負担増などにより、組合財政は一層厳しくなることが予想されます。
- そうした状況ではありますが、組合員及び御家族の健康の保持・増進に努めることはもとより、組合財政の安定に今後とも努めていくこととしています。

1 人 当 年 間 医 療 費 の 動 向

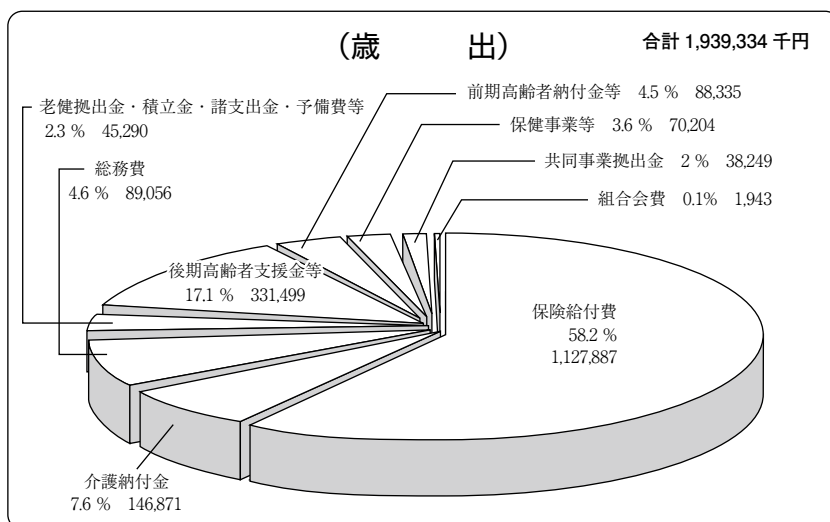
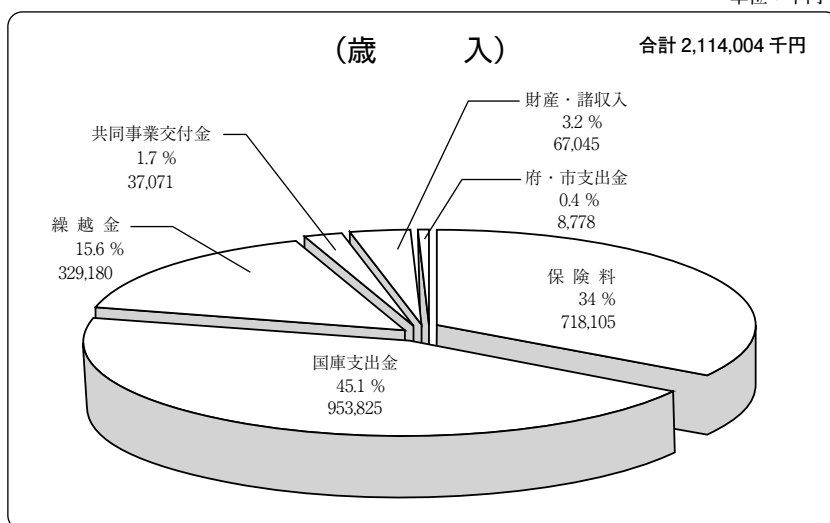
単位：円

（ ）は前年度比較



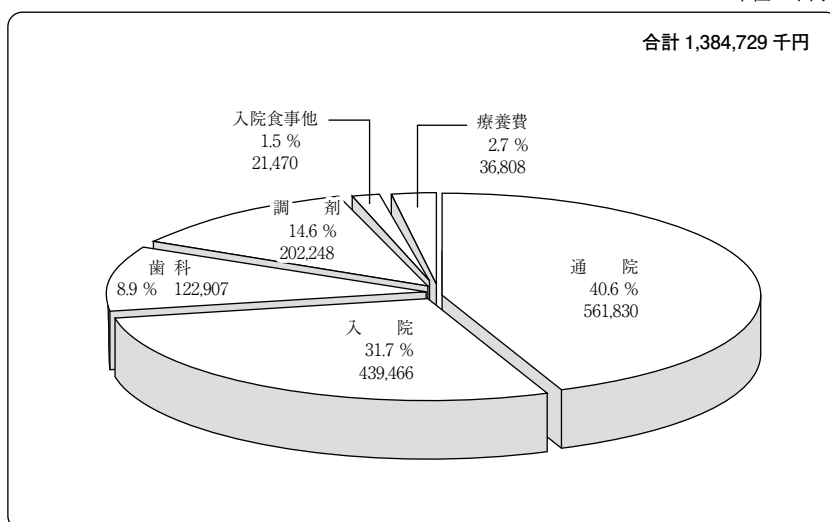
平成24年度歳入歳出決算構成グラフ

単位：千円



平成24年度医療費の構成割合

単位：千円



〈組合員資格の適用の適正化について〉

■ 職別国保に加入できる人 ■ ■ ■

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内（地域）にある人
- ⑩ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

■ 健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか ■ ■ ■

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
- 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
- ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ⑩ 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から5日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

■ 職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき ■ ■ ■

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、5日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

※ 地区（地域）

《京都府》府内全市町村

《滋賀県》大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域

《大阪府》大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市

《兵庫県》神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域

《奈良県》奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市

《三重県》伊賀市

第二期特定健康診査等実施計画（一部抜粋）

計画策定にあたって

平成20年4月から開始された特定健康診査・特定保健指導は、国の方針により40歳以上75 歳未満の被保険者を対象に実施することが義務化された。

本計画は、第一期特定健康診査等実施計画（平成20年度から平成24年度）に基づく実施結果を踏まえ、新たに第二期計画（平成25年度から平成29年度）を策定したものである。

第 1 章 京都府建設業職別連合国民健康保険組合における現状

1. 特定健康診査等の対象者

被保険者数は、平成24年 4 月 1 日現在で、6,962人である。

また、特定健康診査及び特定保健指導の対象となる40歳以上75歳未満の被保険者数は、3,666人で全体の約53%を占めている。

2. 特定健康診査・特定保健指導事業の現状

特定健康診査対象者には毎年 6 月に受診券を配付し、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、福井県、三重県の集合契約 B に参加する医療機関及び個別契約を締結している医療機関に委託して実施している。

また、特定保健指導は特定健康診査の結果、一定の基準により、生活習慣改善の必要のある者に対して実施している。

（1）特定健康診査の実施状況

特定健康診査における年齢別受診率（％）

	20年度			21年度			22年度			23年度		
	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
40～49歳	32.7	22.1	28.0	30.5	21.5	26.5	39.7	23.2	32.5	43.2	30.2	37.6
50～59歳	33.6	27.3	30.8	31.0	22.4	27.1	36.0	25.7	31.5	42.5	32.8	38.2
60～69歳	35.6	29.3	32.8	32.9	26.3	29.9	41.0	35.1	38.3	45.5	35.3	40.7
70～74歳	28.0	20.5	24.8	26.1	19.0	23.0	36.4	25.4	31.8	45.3	30.6	39.3
組合計	33.5	25.9	30.1	31.1	23.2	27.6	38.9	28.4	34.3	44.0	32.7	39.0

※法定報告結果より

（2）特定保健指導の実施状況

特定保健指導における年齢別実施率（％）

	20年度			21年度			22年度			23年度		
	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
40～49歳	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	3.3	1.4	10.0	2.5	9.8	10.0	9.8
50～59歳	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	2.2	6.5	0.0	5.2	14.8	22.2	15.9
60～69歳	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	1.6	5.6	11.1	6.9	20.7	29.4	22.7
70～74歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	6.7	22.2	0.0	22.2
組合計	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	2.2	4.4	6.7	4.9	14.8	22.2	15.9

※法定報告結果より

第2章 達成しようとする目標

1. 目標の設定

本計画の実行により、平成29年度までに特定健康診査受診率70%、特定保健指導実施率30%を達成することを目標とする。

2. 特定健康診査・特定保健指導の目標値

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌基準をもとに、第一期特定健康診査実施計画の受診率の状況を参考に、当組合における目標値を以下のとおり設定する。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査受診率	45%	50%	55%	60%	70%
特定保健指導実施率	20%	20%	25%	25%	30%

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1. 特定健康診査

(1) 実施体制

- ア. 集合契約Bを締結した医療機関で実施する。
- イ. 当組合と個別に契約を締結した医療機関で実施する。

(2) 実施項目

- ア. 基本的な健診項目
 - a) 質問項目
 - b) 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））
 - c) 理学的検査（身体診察）
 - d) 血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - e) 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））
 - f) 血糖検査（原則として空腹時血糖を測定し、必要に応じてHbA1cを実施する。）
 - g) 尿検査（尿糖、尿蛋白）
- イ. 詳細な健診の項目
 - 一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択
 - a) 心電図検査
 - b) 眼底検査
 - c) 貧血検査

(3) 実施時期

- 特定健康診査は、毎年6月から翌年3月31日を実施期間とする。
- 但し、健康診査の種別により実施期間が異なる。

(4) 受診方法

- 期間内に受診券及び保険証を持参の上、当組合が指定する医療機関等で受診する。

(5) 周知・案内方法

- ア. 健診の実施
 - 毎年6月に対象者一人一人に受診券を送付し、特定健康診査の実施を周知する。
- イ. 受診勧奨
 - 受診券送付後、一定の期間が経過した時点で、未受診者に対し受診勧奨を行う。

ウ. 健診結果

健診結果については、健診機関より受診者本人に直接伝える。

(6) 受診率向上のための対策

ア. 保健師及び管理栄養士による電話での受診勧奨。

イ. 未受診者に対するハガキでの受診勧奨。

(7) 特定健康診査以外の健診受診者のデータ収集方法

受診結果を書面で提出してもらうなど受診結果の収集を行う。

(8) 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査に関するデータは、国の定める電子的標準様式により原則5年間保存することとし、管理及び保管については、国保連に委託する。

2. 特定保健指導

(1) 実施体制

ア. 集合契約Bを締結した医療機関で実施する。

イ. 当組合と個別に契約を締結した医療機関で実施する。

(2) 実施内容

実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載されている内容とする。

(3) 実施時期

特定保健指導は、通年実施する。

(4) 指導方法

期間内に利用券及び保険証を持参の上、当組合が指定する特定保健指導実施機関で保健指導を受ける。

(5) 周知・案内方法

ア. 特定保健指導の開始

特定保健指導の対象者ごとに特定保健指導利用券を送付し、指導の開始を周知する。

イ. 利用勧奨

利用券送付後、一定の期間が経過した時点で利用申し込みがない対象者に対し利用勧奨を行う。勧奨方法については、対象者を初回面談につなげられるような方法を考慮する。

(6) 実施率向上のための対策

保健師及び管理栄養士による電話での利用勧奨。

(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導に関するデータは、国の定める電子的標準様式により原則5年間保存することとし、管理及び保管については、国保連に委託する。

(8) 特定保健指導対象者の選定方法

特定保健指導は、原則として全ての対象者に実施することとする。

以上

特定健診は必ず年1回、毎年受診しましょう

平成25年度
特定健診・特定保健指導目標値
健診 45% 保健指導 20%

平成25年度の特定健診受診券を送付いたしました

平成25年度の特定健診受診券は6月に対象者（40歳～74歳の組合員・ご家族）お一人お一人に送付いたしました。本年度は、特定健診第二期計画の初年度で、健診45%・保健指導20%を実施目標値としていますので、必ず受診していただきますようお願い申し上げます。

なお、特定健診受診券を紛失された場合には再発行いたしますので、京都府建設業職別連合国民健康保険組合 事務局（電話075-801-0478）までご連絡ください。

特定健診・特定保健指導の未受診者にはお知らせをいたします

本年度も特定健診及び特定保健指導の未受診者には、受診勧奨ハガキの送付や保健師及び管理栄養士による電話での受診勧奨を行いますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成24年度 特定健診受診率速報値

受診者数1,387名 受診率 40.7%（目標値70%） 平成25年8月1日現在

【実施目標及び実績値】

年 度 項 目	平 成 20年度	平 成 21年度	平 成 22年度	平 成 23年度	平 成 24年度
特定健診目標値	20%	30%	50%	60%	70%
特定健診実施率	30.1%	27.6%	34.3%	39.0%	40.7%
保健指導目標値	10%	20%	30%	40%	45%
保健指導実施率	0%	2.2%	4.9%	15.9%	18.2%

平成24年度は速報値

【参 考】

京都府内特定健診受診率 29.7%

（平成25年 8月1日速報値）

組合員・ご家族の皆様へお知らせ

❖インフルエンザ予防接種 助成制度❖

平成25年度も10月からインフルエンザ予防接種の費用助成を実施いたします。詳しくは、同封の「インフルエンザ予防接種助成制度のお知らせ」をご覧ください。